

2017年1月31日

原子力発電環境整備機構  
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構  
情報公開審査委員会  
座長 伊東 健 次

## 答 申 書

2017年1月27日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2016年度諮問第1号（「2017年1月5日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

### 第1 答申の趣旨

公開請求された機構資料には存否を明らかにしないものが含まれている可能性がある旨を請求者に示すこと。

### 第2 答申の理由

#### 1. 情報公開請求に係る機構資料

地層処分をめぐり、都道府県・市町村の行政機関で機構が開催した説明会や勉強会での説明資料および上記説明会や勉強会の実施概要、出席者名、出席者人数、実施回数、実施時期が分かる資料

#### 2. 情報公開請求に対する機構の説明

上記1. に該当する機構資料は以下のとおりであり、非公開情報が記録されていないことから全て公開する。

##### 【公開する資料】

- ・2000（平成12）事業年度財務諸表（添付書類）事業報告書
- ・2001（平成13）事業年度財務諸表（添付書類）事業報告書
- ・2002（平成14）事業年度財務諸表（添付書類）事業報告書
- ・最終処分地確保に向けたこれまでの取り組み  
（2007年6月6日 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会  
第10回放射性廃棄物小委員会 配布資料）
- ・最終処分地確保に向けたこれまでの取り組み  
（2007年6月12日 第24回原子力委員会資料）
- ・放射性廃棄物小委員会 報告書 中間とりまとめ（平成19年11月1日）
- ・『放射性廃棄物の処理・処分』に関するNUMOの取り組みについて  
（2008年2月12日 原子力委員会政策評価部会第21回資料）

なお、請求者には「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性があります。」と、資料の存否にかかわらず付言する。

### 3. 当委員会の判断

請求者に「公開請求された機構資料には、規程第10条により存否を明らかにしないものが含まれている可能性があります。」と、資料の存否にかかわらず付言することは妥当と判断する。

#### 第3 審議の経緯

- |     |       |       |                   |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2017年 | 1月27日 | 情報公開審査委員会に諮問      |
| (2) | 2017年 | 1月30日 | 第27回情報公開審査委員会で審議  |
| (3) | 2017年 | 1月31日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長(座長) 伊東健次  
委員 新保雄司  
委員 秋山一弘